



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）

○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）

○公金の収納に関する事務の委託（水産課）

○土砂災害警戒区域の指定・2 件（海岸防災課）

○土砂災害警戒区域の指定の解除・2 件（海岸防災課）

○土砂災害特別警戒区域の指定・4 件（海岸防災課）

○土砂災害特別警戒区域の全部についての指定の解除（海岸防災課）

○土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課）

1

2

2

2

4

4

6

6

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄水産高等学校）

7

収用委員会事項

○使用の裁決手続開始の決定・20件

7

告 示

沖縄県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり兼箇段土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	金城光	うるま市字兼箇段641番地 1
理事	金城俊輝	うるま市字兼箇段229番地
理事	田場盛市	うるま市字兼箇段701番地 1
理事	亀谷英雄	うるま市字兼箇段805番地
理事	古謝安雄	うるま市字兼箇段788番地
理事	比嘉忠	うるま市字兼箇段175番地
理事	比嘉豪志	うるま市字兼箇段730番地 3 コーポ桃原302
監事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番 2 号
監事	阿嘉哲治	うるま市字兼箇段453番地
監事	徳尾聡	うるま市字兼箇段198番地

任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島袋善盛	うるま市字兼箇段198番地
理事	阿嘉哲治	うるま市字兼箇段453番地
理事	玉城賢三	うるま市字兼箇段93番地 1
理事	宮里善一	沖縄市登川一丁目17番11号
理事	玉城豊	うるま市字喜屋武453番地 3
理事	阿嘉利光	うるま市字兼箇段162番地
理事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番 2 号
監事	島袋勤	うるま市字兼箇段194番地
監事	金城文雄	うるま市字兼箇段238番地
監事	徳尾聡	うるま市字兼箇段198番地

沖縄県告示第282号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南19番 1（次の図に示す部分に限る。）、19番38、19番61、字中野31番 1・31番 6（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、31番 7、31番12、31番13
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 飛行場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第283号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第12号）附則第 2 条の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 九州信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目 4 番19号
- 3 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

沖縄県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金城(1)－ 1	那覇市首里金城町 2 丁目、首里金城町 3 丁目及び首里金城町 4 丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇栄原(1)	那覇市宇小禄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇栄原(2)	那覇市宇栄原 2 丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
我那覇(1)－ 1	豊見城市字我那覇並びに那覇市宇宇栄原及び宇栄原 4 丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
我那覇(1)－ 2	豊見城市字我那覇及び字名嘉地並びに那覇市宇宇栄原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
根差部(2)	豊見城市字根差部のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
根差部(3)	豊見城市字根差部のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高安(3)	豊見城市字高安のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高安(4)	豊見城市字高安のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
豊見城(4)	豊見城市字豊見城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
名嘉地(2)	豊見城市字名嘉地及び那覇市高良 2 丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上田(3)	豊見城市字上田のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所	急傾斜地の崩壊

	において縦覧に供する。)	
平良(1)	豊見城市字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
平良(2)	豊見城市字平良のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
高嶺	豊見城市字高嶺及び糸満市字武富のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び糸満市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和7年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金城(1)－1	那覇市首里金城町2丁目、首里金城町3丁目及び首里金城町4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宇栄原(1)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宇栄原(2)	那覇市宇栄原2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和7年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
我那覇	豊見城市字我那覇及び字名嘉地並びに那覇市字宇栄原及び宇栄原4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
金城(1)ー 1	那覇市首里金城町 2 丁目、首里金城町 3 丁目及び首里金城町 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(1)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(2)	那覇市宇栄原 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
我那覇(1)ー 2	豊見城市字我那覇及び字名嘉地並びに那覇市字宇栄原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
名嘉地(2)	豊見城市字名嘉地及び那覇市高良 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
根差部(2)	豊見城市字根差部のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根差部(3)	豊見城市字根差部のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高安(3)	豊見城市字高安のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高安(4)	豊見城市字高安のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
豊見城(4)	豊見城市字豊見城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上田(3)	豊見城市字上田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	示す区域		
平良(1)	豊見城市字平良のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
平良(2)	豊見城市字平良のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
高嶺	豊見城市字高嶺及び糸満市字武富のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び糸満市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について指定を次のとおり解除する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
金城(2)	那覇市首里金城町4丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第293号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
我那覇	豊見城市字我那覇及び字名嘉地並びに那覇市字宇栄原及び宇栄原4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに豊見城市役所及び那覇市役所において縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 大 山 正 吾

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 船舶用 A 重油供給業務 489,315 リットル(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄水産高等学校 糸満市西崎一丁目 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 6 月 2 日
- 4 落札者の名称及び所在地 ミヤギ産業株式会社 代表取締役 林智也子 沖縄県那覇市港町 2 丁目 4 番 12 号
- 5 落札金額 97 円 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 4 月 22 日

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第23号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上具志堅原	1090番	山林	863	863.35	863.35
伊江村字西江上カネクラ原	1556番	山林	1,523	1,523.09	1,523.09
伊江村字西江上マジヤ原	2679番	原野	7,095	7,095.57	7,095.57
伊江村字西江上マジヤ原	2695番	原野	10,699	10,699.34	10,699.34
伊江村字西江上マジヤ原	2702番	原野	6,636	6,636.56	6,636.56
伊江村字西江上マジヤ原	2703番	原野	5,094	5,094.50	5,094.50

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
名嘉ヤス	伊江村字川平97番地の 2

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第24号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上具志堅原	1143番2	雑種地	1,208	1,208.48	1,208.48
伊江村字西江上ツブルサ原	1214番	雑種地	686	686.13	686.13

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
長嶺良美	名護市字田井等639番地の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年6月12日

沖縄県収用委員会告示第25号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上カネクラ原	1492番	山林	931	931.66	931.66

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
浦崎順子	豊見城市字豊見城165番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第26号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上ツブルサ原	1230番	畑	1,592	1,592.04	1,592.04
伊江村字西江上ツブルサ原	1329番	山林	992	992.53	992.53
伊江村字西江上上スメカ原	1341番	畑	1,521	1,521.34	1,521.34
伊江村字西江上上スメカ原	1351番	畑	1,518	1,518.52	1,518.52
伊江村字西江上上スメカ原	1391番	畑	1,677	1,677.55	1,677.55
伊江村字西江上下スメカ原	2592番	畑	1,393	1,393.12	1,393.12
伊江村字西江上親竹原	2262番	畑	2,584	2,584.19	2,584.19

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
知念忠二	宜野湾市野嵩一丁目41番11号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第27号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）

			登記簿	実測	
伊江村字西江上上スメカ原	1434番	雑種地	2,500	2,500.17	2,500.17

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
平安山真希	浦添市伊祖三丁目42番8－502号丸豊マンション城	8分の5
久保田園子	神奈川県横須賀市池田町三丁目11番6号	8分の1
玉城睦子	伊江村字川平429番地の1	8分の1
長嶺良美	名護市字田井等639番地1	8分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第28号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上上スメカ原	1439番	雑種地	868	868.19	868.19
伊江村字西江上中スメカ原	2502番	雑種地	891	891.65	891.65

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城睦子	伊江村字川平429番地の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第29号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上中スメカ原	2451番	山林	622	622.07	622.07
伊江村字西江上中スメカ原	2452番	山林	1,771	1,771.13	1,771.13
伊江村字西江上中スメカ原	2504番	雑種地	1,886	1,886.40	1,886.40
伊江村字西江上中スメカ原	2520番	山林	1,172	1,172.80	1,172.80
伊江村字西江上マジヤ原	2665番	雑種地	4,191	4,191.47	4,191.47
伊江村字西江上親竹原	2359番	原野	474	474.24	474.24
伊江村字西江上親竹原	2360番	原野	625	625.15	625.15

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安山良尚	伊江村字西江上1631番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年6月12日

沖縄県収用委員会告示第30号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上中スメカ原	2501番	雑種地	1,789	1,789.27	1,789.27

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安山すが子	伊江村字西江上1631番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年6月12日

沖縄県収用委員会告示第31号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上中スメカ原	2513番	雑種地	415	415.48	415.48
伊江村字西江上中スメカ原	2514番	雑種地	1,291	1,291.42	1,291.42

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
久保田園子	神奈川県横須賀市池田町三丁目11番6号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年6月12日

沖縄県収用委員会告示第32号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上下スメカ原	2585番	畑	2,808	2,808.63	2,808.63

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清樹	千葉県船橋市藤原六丁目42番32号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類

沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 前田典男	那覇市壺川 2 丁目 9 番地 1	抵当権 平成 24 年 9 月 25 日受付第 10649 号
---------------------------	-------------------	---------------------------------

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第 33 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 14 0 号）第 14 条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上下スメカ原	2593 番	畑	2,574	2,574.33	2,574.33

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鈴木清和	埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目 3 番 45 号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 前田典男	那覇市壺川 2 丁目 9 番地 1	抵当権 平成 24 年 9 月 25 日受付第 10649 号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第 34 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 14 0 号）第 14 条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上下スメカ原	2595 番	原野	2,001	2,001.64	2,001.64

伊江村字西江上下スメカ原	2630番	畑	1,485	1,485.25	1,485.25
伊江村字西江上カヤ毛原	2754番	原野	786	786.42	786.42
伊江村字西江上カヤ毛原	2779番	原野	1,089	1,089.10	1,089.10

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清安	伊江村字東江前161番地の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年6月12日

沖縄県収用委員会告示第35号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上下スメカ原	2615番	畑	1,761	1,761.07	1,761.07
伊江村字西江上マジヤ原	2670番	原野	1,653	1,653.50	1,653.50

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清彦	伊江村字西江上1983番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和7年6月12日

沖縄県収用委員会告示第36号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和7年7月11日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上下スメカ原	2631番	山林	626	626.89	626.89

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
石川清樹	千葉県船橋市藤原六丁目42番32号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第37号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上マジヤ原	2673番	原野	1,609	1,609.43	1,609.43

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鈴木清和	埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目3番45号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第38号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上下スメカ原	2621番	雑種地	1,069	1,069.38	1,069.38
伊江村字西江上下スメカ原	2633番	雑種地	474	474.63	474.63
伊江村字西江上マジヤ原	2642番	原野	1,320	1,320.24	1,320.24
伊江村字西江上マジヤ原	2645番	山林	7,725	7,725.61	7,725.61
伊江村字西江上マジヤ原	2647番	原野	1,627	1,627.11	1,627.11
伊江村字西江上マジヤ原	2648番	原野	932	932.09	932.09
伊江村字西江上マジヤ原	2661番	原野	986	986.20	986.20
伊江村字西江上マジヤ原	2664番	山林	7,326	7,326.55	7,326.55
伊江村字西江上マジヤ原	2669番	原野	2,829	2,829.22	2,829.22
伊江村字西江上マジヤ原	2674番	山林	1,262	1,262.40	1,262.40
伊江村字西江上マジヤ原	2680番	山林	1,035	1,035.60	1,035.60
伊江村字西江上マジヤ原	2681番	原野	1,704	1,704.07	1,704.07
伊江村字西江上マジヤ原	2682番	山林	5,020	5,020.13	5,020.13
伊江村字西江上マジヤ原	2683番	山林	3,096	3,096.29	3,096.29
伊江村字西江上マジヤ原	2684番	雑種地	3,839	3,839.59	3,839.59
伊江村字西江上マジヤ原	2685番	山林	1,274	1,274.53	1,274.53
伊江村字西江上マジヤ原	2686番	山林	724	724.85	724.85
伊江村字西江上マジヤ原	2687番	山林	940	940.86	940.86
伊江村字西江上マジヤ原	2688番	雑種地	2,186	2,186.81	2,186.81
伊江村字西江上マジヤ原	2689番	山林	1,636	1,636.10	1,636.10
伊江村字西江上マジヤ原	2690番	山林	1,640	1,640.71	1,640.71
伊江村字西江上マジヤ原	2691番	山林	1,599	1,599.43	1,599.43
伊江村字西江上マジヤ原	2692番	雑種地	4,223	4,223.46	4,223.46
伊江村字西江上マジヤ原	2693番	山林	3,217	3,217.77	3,217.77
伊江村字西江上マジヤ原	2694番	山林	2,059	2,059.11	2,059.11
伊江村字西江上マジヤ原	2699番	原野	3,973	3,973.32	3,973.32
伊江村字西江上マジヤ原	2700番	原野	4,753	4,753.10	4,753.10
伊江村字西江上マジヤ原	2701番	原野	11,894	11,894.65	11,894.65
伊江村字西江上マジヤ原	2705番	原野	1,451	1,451.16	1,451.16
伊江村字西江上マジヤ原	2708番	原野	4,043	4,043.80	4,043.80

伊江村字西江上マジヤ原	2710番	原野	3,842	3,842.39	3,842.39
伊江村字西江上マジヤ原	2714番	山林	9,352	9,352.39	9,352.39
伊江村字西江上マジヤ原	2715番	原野	6,924	6,924.12	6,924.12
伊江村字西江上マジヤ原	2716番	原野	2,324	2,324.46	2,324.46
伊江村字西江上マジヤ原	2735番	原野	8,794	8,794.54	8,794.54
伊江村字西江前トモリ	1997番	山林	1,417	1,417.31	1,417.31

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
謝花悦子	伊江村字東江前2300番地の10	2分の1
阿波根弘子	伊江村字東江前2300番地の4	2分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第39号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上マジヤ原	2651番	原野	792	792.12	792.12

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
榎本恵	滋賀県近江八幡市池田町五丁目21番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第40号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上マジヤ原	2658番	原野	7, 429	7, 429. 61	7, 429. 61

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
謝花悦子	伊江村字東江前2300番地の10	4290分の1745
阿波根弘子	伊江村字東江前2300番地の 4	4290分の1745
山城美代子	那覇市首里石嶺町 3 丁目229番地 2	30030分の3600
山城純正	兵庫県伊丹市荒牧六丁目25番 6 ー507号	30030分の400
上田律子	神奈川県川崎市高津区新作六丁目 4 番15号	30030分の400
山城満	伊江村字西江上222番地	30030分の400
山城究	東京都台東区浅草橋二丁目 4 番 8 号アヴニール浅草橋201	30030分の400
座波かおり	那覇市首里石嶺町 3 丁目229番地 2	30030分の400

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月12日

沖縄県収用委員会告示第41号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上マジヤ原	2667番	原野	1, 430	1, 430. 34	1, 430. 34

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
喜納政次	南風原町字兼城546番地 7	2 分の 1

喜納恂子	本部町字山川128番地 3	2 分の 1
------	---------------	--------

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

沖縄県収用委員会告示第42号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
伊江村字西江上マジヤ原	2704番	原野	692	692.29	692.29

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
謝花悦子	伊江村字東江前2300番地の10	3 分の 1
松浦信平	東京都日野市万願寺四丁目25番地の 6	3 分の 1
松浦真理子	東京都日野市万願寺四丁目25番地の 6	3 分の 1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 7 年 6 月 12 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1